

小金井市こども家庭センター運営協議会設置要綱

平成 16 年 1 月 1 日制定

小金井市こども家庭センター運営協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 小金井市こども家庭センター（以下「センター」という。）の活動に市民の意思を反映させるとともに、運営を円滑に行うため、小金井市こども家庭センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、センターの基本的な運営及び活動に関する事項について検討し、市長に対し必要な意見を述べるものとする。

(構成等)

第 3 条 協議会の委員は 10 人以内で構成し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生・児童委員又は主任児童委員 1 人以内
- (2) 市内の子ども関係団体の代表者 2 人以内
- (3) 学識経験者 1 人以内
- (4) センターの利用者 2 人以内
- (5) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 2 人以内
- (6) 関係機関の職員 2 人以内

2 前項第 5 号に定める委員は、市報による公募とし、応募者の中から論文審査により選考するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、2 期に限り再任することができる。

2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

•

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部こども家庭センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年4月1日要綱第102号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。